

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2025年3月14日提出
【発行者名】	ワイエムアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 畠山 晃一
【本店の所在の場所】	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
【事務連絡者氏名】	三浦 幸仁 連絡場所（本店）山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
【電話番号】	083-223-5114
【届出の対象とした募集 内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	YMアセット・バランスファンド（安定タイプ） 愛称：トリプル維新ファンド（安定タイプ） YMアセット・バランスファンド（成長タイプ） 愛称：トリプル維新ファンド（成長タイプ） （総称を「YMアセット・バランスファンド 愛称： トリプル維新ファンド」とします。）
【届出の対象とした募集 内国投資信託受益証券の 金額】	各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円 を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月13日付で提出した有価証券届出書（以下「原有有価証券届出書」）の記載事項を、半期報告書等の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原有有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

（１２）【その他】

＜更新後＞

＜略＞

- ③ 委託会社の各営業日（※）の午後3時30分までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせください。

（※）前②の申込受付中止日を除きます。

＜略＞

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

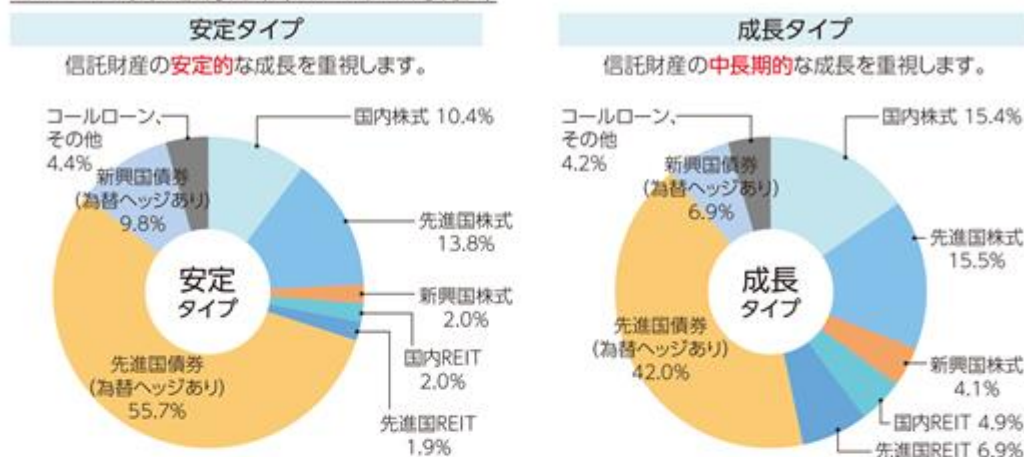
<更新後>

<略>

2

各資産への投資比率が異なる「安定タイプ」と「成長タイプ」の2つのタイプから選択できます。

各タイプの資産配分比率(2024年12月現在)



			安定タイプ		成長タイプ	
資産クラス	株式	国内株式	26.2%	10.4%	35.0%	15.4%
		先進国株式		13.8%		15.5%
		新興国株式		2.0%		4.1%
	リート	国内リート	3.9%	2.0%	11.8%	4.9%
		先進国リート		1.9%		6.9%
	債券	先進国債券(為替ヘッジ付)	65.5%	55.7%	48.9%	42.0%
		新興国債券(為替ヘッジ付)		9.8%		6.9%
		コールローン、その他		4.4%		4.2%
合計		100.0%	100.0%			

※上記は2024年12月現在の資産配分のイメージであり、実際の配分比率とは異なります。また、資産クラスの種類、各資産クラスの配分および投資対象とする投資信託証券は金融環境および市場環境の変化に応じて変更する場合があります。

※比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

3

山口フィナンシャルグループの運用会社であるワイエムアセットマネジメント株式会社がファンド運用を行ないます。

経営理念

- 高潔な職業倫理のもと進取の気概を持ち、お客様の資産形成に貢献してまいります。
- 地域経済の持続可能な発展に寄与することを使命とし商品開発に取り組めます。
- 社員一人ひとりが高い志と将来への展望を持ち業務に取り組めます。

未来のあなたへ —— ワイエムアセットの提案です

(株)山口フィナンシャルグループは、(株)山口銀行、(株)もみじ銀行、(株)北九州銀行等からなる金融グループの総称です。

（３）【ファンドの仕組み】

<更新後>

<略>

<委託会社の概況（2024年12月末日現在）>

・資本金の額 2億円

・沿革

2016年1月4日 ワイエムアセットマネジメント株式会社設立

2016年4月14日 投資運用業の登録（登録番号：中国財務局長（金商）第44号）

2017年8月31日 資本金1億円から2億円へ増資

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社山口フィナンシャルグループ	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号	6,300株	90%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	700株	10%

2【投資方針】

（3）【運用体制】

＜更新後＞

＜略＞

＜受託会社に対する管理体制＞

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2024年12月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

（5）【投資制限】

＜更新後＞

＜略＞

＜参考＞組入投資信託証券の概要

- ◆本項は、当ファンドが投資を行なう投資信託証券の投資態度、信託報酬、関係法人等について、2025年3月14日（提出日）現在で委託会社が知り得る情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。
- ◆今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。
- ◆当ファンドが、以下のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。
- ◆なお、下記の点については、各投資信託証券に共通となっています。
ファンドの関係法人のうち販売会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

＜略＞

3【投資リスク】

<更新後>

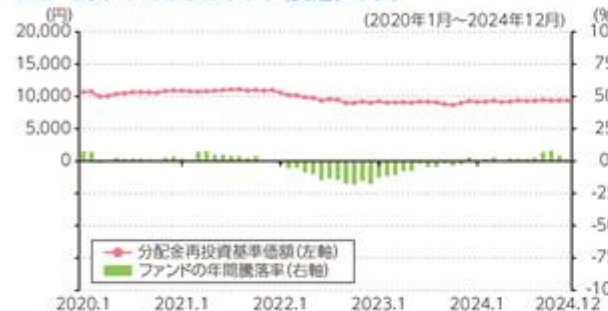
<略>

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

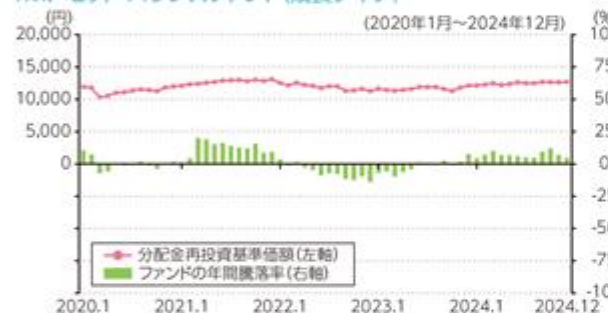
YMアセット・バランスファンド(安定タイプ)



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



YMアセット・バランスファンド(成長タイプ)



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

各資産クラスの指数

日本株: Morningstar 日本株式指数 (配当込み)
 先進国株: Morningstar 先進国株式指数 (除く日本、配当込み、円ベース)
 新興国株: Morningstar 新興国株式指数 (配当込み、円ベース)
 日本国債: Morningstar 日本国債指数
 先進国債: Morningstar グローバル国債指数 (除く日本、円ベース)
 新興国債: Morningstar 新興国/ブラジル国債指数 (円ベース)
 (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる指数を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率に使用している指数について

Morningstar指数は、Morningstar, Inc. (以下「Morningstar」といいます。))により独占的に所有されています。Morningstar、その関連会社または子会社、直接的または間接的な情報提供者、またはMorningstar指数に関連があり、指数の構成、算出、または設定に関与した第三者(これらの法人すべてを総称して「Morningstarグループ」といいます。))は、Morningstar指数またはそれに含まれるデータの正確性、完全性および/または適時性を保証せず、また、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの保有者もしくはユーザー、またはその他の個人または法人が、Morningstar指数またはそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示または黙示を問わず、いかなる表明・保証もいたしません。Morningstarグループは、Morningstar指数またはそれに含まれるデータについて商品性または特定目的もしくは使用への適合性に関する一切の保証を、明示または黙示を問わず行うことなく、かつ明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、たとえこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（３）【信託報酬等】

<更新後>

<略>

- ⑤ 当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬（年率）の概算値は以下のとおりです。

ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬（年率）は変動します。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値

（2025年3月14日（提出日）時点）

ファンド名	実質的な信託報酬率（税込）の概算値
安定タイプ	年率1.406%程度以内
成長タイプ	年率1.510%程度以内

（注）各組入投資信託証券の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「<参考>組入投資信託証券の概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は2025年3月14日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

（５）【課税上の取扱い】

<更新後>

<略>

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2024年12月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率 ①+②	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
YMアセット・バランスファンド(安定タイプ)	1.43%	1.14%	0.30%
YMアセット・バランスファンド(成長タイプ)	1.54%	1.25%	0.29%

※対象期間は2023年6月24日～2024年6月24日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※なお、当ファンドについて、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

【YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）】

(1)【投資状況】

(2024年12月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,945,851,938	95.59
内 日本	1,945,851,938	95.59
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	89,789,064	4.41
純資産総額	2,035,641,002	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2024年12月末日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	1,392,471,243	0.8238 1,147,125,749	0.8138 1,133,193,097	— —	55.67%
2	先進国株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	67,370,924	3.8874 261,899,350	4.1742 281,219,710	— —	13.81%
3	国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	78,454,614	2.5827 202,632,440	2.7036 212,109,894	— —	10.42%
4	新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	244,785,656	0.8114 198,619,088	0.8179 200,210,188	— —	9.84%
5	国内REITファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	33,065,689	1.2441 41,138,873	1.2291 40,641,038	— —	2.00%
6	新興国株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	17,169,329	2.3583 40,490,431	2.3465 40,287,830	— —	1.98%
7	先進国REITファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	19,020,909	1.8781 35,724,172	2.0078 38,190,181	— —	1.88%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

(2024年12月末日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	投資信託受益証券	95.59
	小計		95.59
合 計（対純資産総額比）			95.59

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2024年12月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	１口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	１口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2016年6月24日)	1,278,590,000	—	1.0000	—
第1計算期間末 (2017年6月23日)	6,572,986,440	6,572,986,440	1.0203	1.0202
第2計算期間末 (2018年6月25日)	7,813,988,294	7,813,988,294	0.9888	0.9888
第3計算期間末 (2019年6月24日)	10,475,570,427	10,475,570,427	1.0368	1.0367
第4計算期間末 (2020年6月23日)	9,496,649,545	9,496,649,545	1.0476	1.0475
第5計算期間末 (2021年6月23日)	9,552,573,821	9,552,573,821	1.0970	1.0969
第6計算期間末 (2022年6月23日)	9,629,976,947	9,629,976,947	0.9311	0.9310
第7計算期間末 (2023年6月23日)	9,506,695,047	9,506,695,047	0.9156	0.9155
第8計算期間末 (2024年6月24日)	2,223,327,996	2,223,327,996	0.9330	0.9329
2023年12月末日	9,500,960,059	—	0.9286	—
2024年1月末日	9,322,565,627	—	0.9162	—
2月末日	9,296,764,215	—	0.9183	—
3月末日	2,298,734,020	—	0.9330	—
4月末日	2,226,287,016	—	0.9123	—
5月末日	2,214,505,048	—	0.9191	—
6月末日	2,227,961,066	—	0.9354	—
7月末日	2,152,677,068	—	0.9302	—
8月末日	2,148,566,391	—	0.9326	—
9月末日	2,129,429,497	—	0.9439	—
10月末日	2,088,600,490	—	0.9362	—
11月末日	2,063,728,933	—	0.9374	—
12月末日	2,035,641,002	—	0.9374	—

②【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
2024年6月25日～ 2024年12月24日	—

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	2.0
第2計算期間	△3.1
第3計算期間	4.9
第4計算期間	1.0
第5計算期間	4.7
第6計算期間	△15.1
第7計算期間	△1.7
第8計算期間	1.9
2024年6月25日～ 2024年12月24日	△0.1

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	9,316,425,355	2,874,158,216	6,442,267,139
第2計算期間	3,850,948,236	2,390,961,146	7,902,254,229
第3計算期間	3,196,596,548	994,968,157	10,103,882,620
第4計算期間	283,268,858	1,321,746,300	9,065,405,178
第5計算期間	299,723,575	656,936,485	8,708,192,268
第6計算期間	1,907,186,755	272,662,102	10,342,716,921
第7計算期間	241,978,193	201,384,141	10,383,310,973
第8計算期間	136,052,573	8,136,327,773	2,383,035,773
2024年6月25日～ 2024年12月24日	52,712,853	262,048,743	2,173,699,883

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

(参考情報) 運用実績

●YMアセット・バランスファンド(安定タイプ)

2024年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	9,374円
純資産総額	20億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	0.0%
3か月間	-0.7%
6か月間	+0.2%
1年間	+0.9%
3年間	-14.5%
5年間	-11.2%
設定来	-6.3%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月	第8期 24年6月	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額のお約束するものではありません。分配金を支払わない場合もあります。

■ 主要な資産の状況

組入ファンド別構成	比率
国内株式ファンド	10.4%
先進国株式ファンド	13.8%
新興国株式ファンド	2.0%
国内REITファンド	2.0%
先進国REITファンド	1.9%
先進国債券(為替ヘッジあり)ファンド	55.7%
新興国債券(為替ヘッジあり)ファンド	9.8%
コールローン、その他	4.4%
合計	100.0%

※ファンド名は「(適格機関投資家専用)」を省略しています。

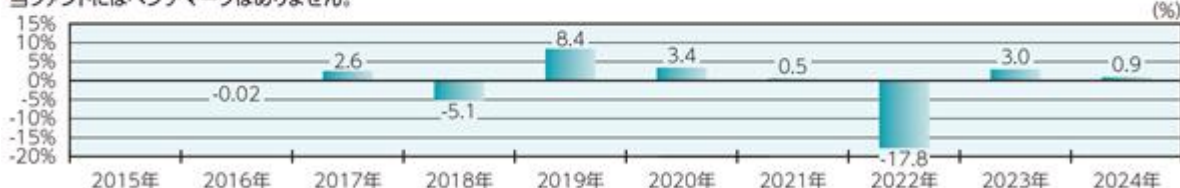
※比率は、純資産総額に対するものです。
※比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

通貨別構成	比率
日本円	84.0%
米ドル	15.0%
ユーロ	1.7%
豪ドル	0.1%
シンガポール・ドル	0.1%
カナダ・ドル	0.1%
オフショア人民元	0.0%
香港ドル	0.0%
ブラジル・レアル	0.0%
その他	-1.0%
合計	100.0%

※比率は、組入ファンドの合計です。
※為替ヘッジ付外債は、日本円に分類しています。

■ 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※2016年は設定日(6月24日)から年末、2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）】

（１）【投資状況】

（2024年12月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	13,652,168,734	95.78
内 日本	13,652,168,734	95.78
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	601,044,185	4.22
純資産総額	14,253,212,919	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2024年12月末日現在）

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 （株）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 時価金額 （円）	利率(%) 償還期限 （年/月/ 日）	投資 比率
1	先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	7,362,806,236	0.8245 6,070,917,628	0.8138 5,991,851,714	— —	42.04%
2	先進国株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	529,707,309	3.8797 2,055,109,791	4.1742 2,211,104,249	— —	15.51%
3	国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	814,110,214	2.5806 2,100,901,803	2.7036 2,201,028,374	— —	15.44%
4	新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	1,203,146,639	0.8114 976,233,188	0.8179 984,053,636	— —	6.90%
5	先進国REITファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	488,789,147	1.8763 917,137,520	2.0078 981,390,849	— —	6.89%
6	国内REITファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	573,670,272	1.2443 713,844,653	1.2291 705,098,131	— —	4.95%
7	新興国株式ファンド（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託 受益証券 —	246,171,652	2.3619 581,438,559	2.3465 577,641,781	— —	4.05%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

(2024年12月末日現在)			
種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	投資信託受益証券	95.78
	小計		95.78
合 計（対純資産総額比）			95.78

- ②【投資不動産物件】
該当事項はありません。
- ③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2024年12月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	１口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	１口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2016年6月24日)	843,380,000	—	1.0000	—
第1計算期間末 (2017年6月23日)	3,022,624,974	3,022,624,974	1.0819	1.0818
第2計算期間末 (2018年6月25日)	3,091,660,545	3,091,660,545	1.0794	1.0793
第3計算期間末 (2019年6月24日)	2,991,114,445	2,991,114,445	1.1301	1.1300
第4計算期間末 (2020年6月23日)	2,945,800,497	2,945,800,497	1.1141	1.1141
第5計算期間末 (2021年6月23日)	3,480,871,908	3,480,871,908	1.2858	1.2857
第6計算期間末 (2022年6月23日)	3,151,279,586	3,151,279,586	1.1591	1.1590
第7計算期間末 (2023年6月23日)	3,330,846,915	3,330,846,915	1.1826	1.1825
第8計算期間末 (2024年6月24日)	14,364,122,446	14,364,122,446	1.2558	1.2557
2023年12月末日	3,134,667,480	—	1.2118	—
2024年1月末日	3,083,311,118	—	1.2137	—
2月末日	3,041,527,213	—	1.2248	—
3月末日	14,347,234,533	—	1.2475	—
4月末日	14,019,756,262	—	1.2223	—
5月末日	14,146,762,533	—	1.2354	—
6月末日	14,419,316,887	—	1.2612	—
7月末日	14,248,418,210	—	1.2498	—
8月末日	14,205,356,876	—	1.2474	—
9月末日	14,435,587,131	—	1.2681	—
10月末日	14,319,181,910	—	1.2634	—
11月末日	14,262,519,560	—	1.2631	—
12月末日	14,253,212,919	—	1.2682	—

②【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
2024年6月25日～ 2024年12月24日	—

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	8.2
第2計算期間	△0.2
第3計算期間	4.7
第4計算期間	△1.4
第5計算期間	15.4
第6計算期間	△9.9
第7計算期間	2.0
第8計算期間	6.2
2024年6月25日～ 2024年12月24日	0.0

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	4,998,159,904	2,204,298,430	2,793,861,474
第2計算期間	1,178,661,952	1,108,217,658	2,864,305,768
第3計算期間	479,035,008	696,476,009	2,646,864,767
第4計算期間	596,189,622	598,995,896	2,644,058,493
第5計算期間	575,457,875	512,325,012	2,707,191,356
第6計算期間	373,453,192	361,798,898	2,718,845,650
第7計算期間	375,087,965	277,271,400	2,816,662,215
第8計算期間	9,362,728,878	741,122,642	11,438,268,451
2024年6月25日～ 2024年12月24日	105,713,806	301,965,537	11,242,016,720

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

(参考情報) 運用実績

●YMアセット・バランスファンド(成長タイプ)

2024年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	12,682円
純資産総額	142億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	+0.4%
3カ月間	+0.0%
6カ月間	+0.6%
1年間	+4.7%
3年間	-3.2%
5年間	+7.3%
設定来	+26.8%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月	第8期 24年6月	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ 主要な資産の状況

組入ファンド別構成	比率
国内株式ファンド	15.4%
先進国株式ファンド	15.5%
新興国株式ファンド	4.1%
国内REITファンド	4.9%
先進国REITファンド	6.9%
先進国債券(為替ヘッジあり)ファンド	42.0%
新興国債券(為替ヘッジあり)ファンド	6.9%
コールローン、その他	4.2%
合計	100.0%

※ファンド名は「(適格機関投資家専用)」を省略しています。

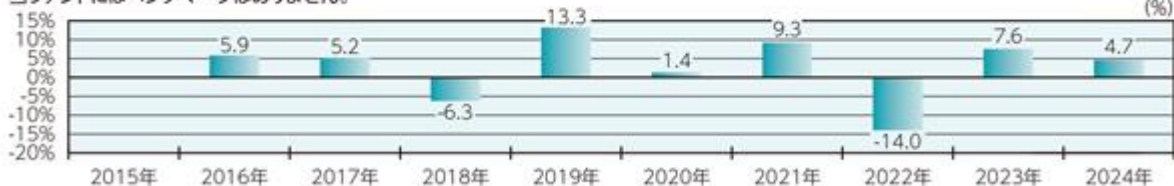
※比率は、純資産総額に対するものです。
※比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

通貨別構成	比率
日本円	74.8%
米ドル	22.6%
ユーロ	2.2%
豪ドル	0.5%
シンガポール・ドル	0.2%
カナダ・ドル	0.2%
英ポンド	0.2%
香港ドル	0.0%
オフショア人民元	0.0%
その他	-0.7%
合計	100.0%

※比率は、組入ファンドの合計です。
※為替ヘッジ付外債は、日本円に分類しています。

■ 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※2016年は設定日(6月24日)から年末、2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<更新後>

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ、およびロ、に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

イ、 ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ、 前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌々営業日の基準価額です。

お申込み手数料は、ありません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2【換金（解約）手続等】

<更新後>

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせください。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ、およびロ、に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付を行ないません。

イ、 ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ、 前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に関問合わせることにより知ることができます。

また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

サポートダイヤル 083-223-7124

<受付時間> 営業日の9:00～17:00

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ymam.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受付を中止することができます。

一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌々営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【ファンドの経理状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の中間財務諸表を追加します。

【中間財務諸表】**【YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）】**

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年6月25日から2024年12月24日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	214,393	421,597
コール・ローン	51,745,107	102,672,520
投資信託受益証券	2,202,114,021	1,935,530,718
未収入金	—	5,000,000
流動資産合計	2,254,073,521	2,043,624,835
資産合計	2,254,073,521	2,043,624,835
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	4,608,549
未払受託者報酬	740,184	292,975
未払委託者報酬	29,609,341	11,720,707
その他未払費用	396,000	396,000
流動負債合計	30,745,525	17,018,231
負債合計	30,745,525	17,018,231
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 2,383,035,773	※ 1 2,173,699,883
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	※ 2 △159,707,777	※ 2 △147,093,279
（分配準備積立金）	149,327,568	133,098,694
元本等合計	2,223,327,996	2,026,606,604
純資産合計	2,223,327,996	2,026,606,604
負債純資産合計	2,254,073,521	2,043,624,835

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 (自 2023年6月24日 至 2023年12月23日)	当中間計算期間 (自 2024年6月25日 至 2024年12月24日)
営業収益		
受取利息	5	40,670
有価証券売買等損益	140,325,201	11,416,697
営業収益合計	140,325,206	11,457,367
営業費用		
支払利息	92,617	—
受託者報酬	1,279,041	292,975
委託者報酬	51,163,739	11,720,707
その他費用	398,150	396,000
営業費用合計	52,933,547	12,409,682
営業利益又は営業損失 (△)	87,391,659	△952,315
経常利益又は経常損失 (△)	87,391,659	△952,315
中間純利益又は中間純損失 (△)	87,391,659	△952,315
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△4,212,243	544,680
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△876,615,926	△159,707,777
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,774,794	17,558,877
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,774,794	17,558,877
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,417,122	3,447,384
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,417,122	3,447,384
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△773,654,352	△147,093,279

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 (自 2024年6月25日 至 2024年12月24日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
1. ※1 期首元本額	10,383,310,973円	2,383,035,773円
期中追加設定元本額	136,052,573円	52,712,853円
期中一部解約元本額	8,136,327,773円	262,048,743円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	2,383,035,773口	2,173,699,883口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は159,707,777円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は147,093,279円あります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前中間計算期間 (自 2023年6月24日 至 2023年12月23日)	当中間計算期間 (自 2024年6月25日 至 2024年12月24日)
	該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
1口当たり純資産額	0.9330円	0.9323円
(1万口当たり純資産額)	(9,330円)	(9,323円)

【YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年6月25日から2024年12月24日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	185,734,021	689,798,704
投資信託受益証券	14,233,859,833	13,515,215,605
未収入金	—	6,000,000
流動資産合計	14,419,593,854	14,211,014,309
資産合計	14,419,593,854	14,211,014,309
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	3,524,953
未払受託者報酬	1,223,849	1,966,034
未払委託者報酬	53,851,559	86,507,346
その他未払費用	396,000	589,729
流動負債合計	55,471,408	92,588,062
負債合計	55,471,408	92,588,062
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 11,438,268,451	※ 1 11,242,016,720
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,925,853,995	2,876,409,527
（分配準備積立金）	470,927,806	458,564,103
元本等合計	14,364,122,446	14,118,426,247
純資産合計	14,364,122,446	14,118,426,247
負債純資産合計	14,419,593,854	14,211,014,309

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 (自 2023年6月24日 至 2023年12月23日)	当中間計算期間 (自 2024年6月25日 至 2024年12月24日)
営業収益		
受取利息	—	238,905
有価証券売買等損益	72,295,842	90,355,772
営業収益合計	72,295,842	90,594,677
営業費用		
支払利息	33,057	—
受託者報酬	446,809	1,966,034
委託者報酬	19,661,579	86,507,346
その他費用	396,711	589,729
営業費用合計	20,538,156	89,063,109
営業利益又は営業損失 (△)	51,757,686	1,531,568
経常利益又は経常損失 (△)	51,757,686	1,531,568
中間純利益又は中間純損失 (△)	51,757,686	1,531,568
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△957,185	735,929
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	514,184,700	2,925,853,995
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,102,248	26,997,955
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,102,248	26,997,955
剰余金減少額又は欠損金増加額	67,695,408	77,238,062
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	67,695,408	77,238,062
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	525,306,411	2,876,409,527

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 (自 2024年6月25日 至 2024年12月24日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
1. ※ 1 期首元本額	2,816,662,215円	11,438,268,451円
期中追加設定元本額	9,362,728,878円	105,713,806円
期中一部解約元本額	741,122,642円	301,965,537円
2. 受益権の総数	11,438,268,451口	11,242,016,720口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前中間計算期間 (自 2023年6月24日 至 2023年12月23日)	当中間計算期間 (自 2024年6月25日 至 2024年12月24日)
	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	前計算期間末 (2024年6月24日現在)	当中間計算期間末 (2024年12月24日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2558円 (12,558円)	1.2559円 (12,559円)

2【ファンドの現況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンドの情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を次の内容に訂正・更新します。

＜更新後＞

【純資産額計算書】

YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）

（2024年12月末日現在）

I 資産総額	2,036,019,817円
II 負債総額	378,815円
III 純資産総額（I－II）	2,035,641,002円
IV 発行済数量	2,171,650,145口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9374円

YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）

（2024年12月末日現在）

I 資産総額	14,256,115,316円
II 負債総額	2,902,397円
III 純資産総額（I－II）	14,253,212,919円
IV 発行済数量	11,238,605,883口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.2682円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

＜更新後＞

a．資本金の額

2024年12月末日現在

資本金の額 2億円

発行可能株式総数 12,000株

発行済株式総数 7,000株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

＜略＞

2【事業の内容及び営業の概況】

＜更新後＞

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。

2024年12月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	6	43,608,404,944
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	6	43,608,404,944

3【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

- （1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- （2）財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- （3）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度に係る中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	201,100	197,565
前払費用	1,540	2,017
未収委託者報酬	68,021	73,935
未収収益	0	0
流動資産合計	270,662	273,518
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	0	0
工具器具備品	0	0
有形固定資産合計	※1 0	※1 0
投資その他の資産		
敷金	7,490	7,490
投資その他の資産合計	7,490	7,490
固定資産合計	7,490	7,490
資産の部合計	278,153	281,008

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	641	721
未払金	32,242	35,397
未払代行手数料	31,308	34,689
その他未払金	934	707
未払費用	7,842	10,893
未払法人税等	4,807	1,625
未払消費税等	2,393	1,855
流動負債合計	47,928	50,492
負債の部合計	47,928	50,492
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	△119,774	△119,483
繰越利益剰余金	△119,774	△119,483
利益剰余金合計	△119,774	△119,483
株主資本合計	230,225	230,516
純資産の部合計	230,225	230,516
負債及び純資産の部合計	278,153	281,008

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	294,228	298,778
営業収益計	294,228	298,778
営業費用		
代行手数料	142,559	145,393
外注費	9,225	10,876
通信費	36,753	37,035
印刷費	9,812	11,264
広告宣伝費	2,116	1,690
諸会費	847	847
営業費用計	201,315	207,108
一般管理費		
役員報酬	※1 9,384 ※1	17,429
給料手当	※1 29,458 ※1	61,297
支払手数料	4,544	5,490
地代家賃	7,886	7,886
租税公課	3,193	2,676
諸経費	4,153	5,481
一般管理費計	58,619	100,262
営業利益又は営業損失（△）	34,292	△8,592
営業外収益		
受取利息	1	2
雑収入	0	0
営業外収益計	2	2
経常利益又は経常損失（△）	34,294	△8,589
税引前当期純利益	34,294	△8,589
又は税引前当期純損失（△）		
法人税、住民税及び事業税	5,727	△2,398
法人税等還付税額	—	△6,482
法人税等合計	5,727	△8,880
当期純利益	28,567	291

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	150,000	150,000	△148,341	△148,341	201,658	201,658
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	28,567	28,567	28,567	28,567
当期変動額合計	—	—	—	28,567	28,567	28,567	28,567
当期末残高	200,000	150,000	150,000	△119,774	△119,774	230,225	230,225

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	150,000	150,000	△119,774	△119,774	230,225	230,225
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	291	291	291	291
当期変動額合計	—	—	—	291	291	291	291
当期末残高	200,000	150,000	150,000	△119,483	△119,483	230,516	230,516

注記事項**（重要な会計方針）**

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物附属設備について、定額法を採用しており、耐用年数は10年です。

（表示方法の変更）

損益計算書

前事業年度において、「一般管理費」の「給料手当」に含めて表示しておりました「役員報酬」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「給料手当」に表示していた38,842千円は、「役員報酬」9,384千円、「給料手当」29,458千円に組替えております。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物附属設備	5,439	5,439
工具器具備品	997	997

（損益計算書関係）

※1 関係会社との取引（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
出向者人件費親会社負担額	38,842	5,317
出向者人件費当社負担額	38,842	78,727

なお、出向者人件費親会社負担額については、親会社が負担しているものであり、当社損益計算書には計上されておられません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
普通株式	7,000株	—	—	7,000株	

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
普通株式	7,000株	—	—	7,000株	

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金に限定しており、また資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注1）	39,366	32,030
減価償却超過額	934	759
一括償却資産の損金不算入額	80	67
賞与引当金	866	1,726
繰延税金資産小計	41,248	34,583
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	△39,366	△32,030
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,882	△2,553
評価性引当額小計	△41,248	△34,583
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	15,586	6,303	-	17,475	39,366
評価性引当額	—	—	△15,586	△6,303	-	△17,475	△39,366
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	6,363	6,303	—	2,062-	17,301	32,030
評価性引当額	—	△6,363	△6,303	—	△2,062-	△17,301	△32,030
繰延税金資産	—	—	—	—	-	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.46%	—
（調整）		
繰越欠損金控除	△14.41%	—
住民税均等割	1.71%	—
評価性引当額の増減	△1.06%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.70%	—

当事業年度は、税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株) 山口 フィナン シャルグ ループ	下関市 竹崎町	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の 受入	出向者人件費 (注1)	77,684	未払費用	2,848

条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向契約に基づき、出向者人件費については、親会社及び当社が各50%負担しています。

(注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株) 山口 フィナン シャルグ ループ	下関市 竹崎町	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の 受入	出向者人件費 (注1)	84,044	未払費用	5,770

条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向契約に基づき、出向者人件費のうち役員報酬4月～6月分及び6月賞与については、親会社及び当社が各50%負担しています。その他の出向者人件費については、当社が100%負担しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	(株) 山口 銀行	下関市 竹崎町	10,005	銀行業	—	投信の販 売委託	投信代行手 数料(注1)	46,014	未払代行 手数料	11,889
							預金(注2)	(平均残高) 191,762	預金	200,467
同一の親会社 を持つ会社	(株) もみじ 銀行	広島市 中区	10,000	銀行業	—	投信の販 売委託	投信代行手 数料(注1)	26,417	未払代行 手数料	6,173
同一の親会社 を持つ会社	ワイエム 証券(株)	下関市 豊前田	1,270	金融商品 取引業	—	投信の販 売委託	投信代行手 数料(注1)	64,361	未払代行 手数料	11,715
同一の親会社 を持つ会社	三友(株)	下関市 竹崎町	50	不動産業	—	事 務 所 の賃借	賃借料の支 払(注1)	7,490	敷金	7,490

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 一般的な取引と同様な条件で行っております。

（注３） 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	(株)山口銀行	下関市竹崎町	10,005	銀行業	—	投信の販売委託	投信代行手数料(注1)	48,191	未払代行手数料	12,642
							預金(注2)	(平均残高)211,598	預金	197,186
同一の親会社を持つ会社	(株)もみじ銀行	広島市中区	10,000	銀行業	—	投信の販売委託	投信代行手数料(注1)	27,112	未払代行手数料	6,914
同一の親会社を持つ会社	ワイエム証券(株)	下関市竹崎町	1,270	金融商品取引業	—	投信の販売委託	投信代行手数料(注1)	63,510	未払代行手数料	13,426
同一の親会社を持つ会社	三友(株)	下関市竹崎町	50	不動産業	—	事務所の賃借	賃借料の支払(注1)	7,490	敷金	7,490

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注２） 一般的な取引と同様な条件で行っております。

（注３） 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

(株)山口フィナンシャルグループ（東証プライム市場に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	32,889.30円	32,930.89円
1株当たり当期純利益金額	4,081.01円	41.59円

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
当期純利益 (千円)	28,567	291
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	28,567	291
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,000	7,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	201,084
前払費用	1,933
未収委託者報酬	101,357
未収収益	19
流動資産合計	304,394
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	0
工具器具備品	0
有形固定資産合計	※1 0
無形固定資産	
無形固定資産合計	-
投資その他の資産	
敷金	7,490
投資その他の資産合計	7,490
固定資産合計	7,490
資産の部合計	311,885

(単位：千円)

当中間会計期間 (2024年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
預り金	911
未払金	47,212
未払代行手数料	45,961
その他未払金	1,251
未払費用	10,859
未払法人税等	4,723
未払消費税等	4,340
流動負債合計	68,047
負債の部合計	68,047
純資産の部	
株主資本	
資本金	200,000
資本剰余金	
資本準備金	150,000
資本剰余金合計	150,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	△106,162
繰越利益剰余金	△106,162
利益剰余金合計	△106,162
株主資本合計	243,837
純資産の部合計	243,837
負債及び純資産の部合計	311,885

（２）中間損益計算書**（単位：千円）**

	当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	194,271
営業収益計	194,271
営業費用	
代行手数料	91,864
外注費	5,587
通信費	17,687
印刷費	6,587
広告宣伝費	1,119
諸会費	443
営業費用計	123,290
一般管理費	
役員報酬	10,838
給料手当	30,724
支払手数料	4,020
地代家賃	3,943
租税公課	1,733
諸経費	3,265
一般管理費計	54,525
営業利益	16,454
営業外収益	
受取利息	35
雑収入	0
営業外収益計	36
経常利益	16,490
税引前中間純利益	16,490
法人税、住民税及び事業税	3,169
中間純利益	13,321

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	200,000	150,000	150,000	△119,483	△119,483	230,516	230,516
当中間期変動額							
中間純利益	—	—	—	13,321	13,321	13,321	13,321
当中間期変動額合計	—	—	—	13,321	13,321	13,321	13,321
当中間期末残高	200,000	150,000	150,000	△106,162	△106,162	243,837	243,837

注記事項**（重要な会計方針）**

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物附属設備について、定額法を採用しており、耐用年数は10年です。

（中間貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

（単位：千円）

当中間会計期間 (2024年9月30日)	
建物附属設備	5,439
工具器具備品	997

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期 首株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計期 間末株式数	摘要
普通株式	7,000株	—	—	7,000株	

（金融商品関係）**1. 金融商品の時価等に関する事項**

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報**（1）商品及びサービスごとの情報**

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報**① 営業収益**

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	34,833.99円
1株当たり中間純利益金額	1,903.09円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益（千円）	13,321
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	13,321
普通株式の期中平均株式数（株）	7,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月28日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 阿 部 與 直
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているYMアセット・バランスファンド（安定タイプ）の2024年6月25日から2024年12月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）の2024年12月24日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月25日から2024年12月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月28日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 阿 部 興 直
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているYMアセット・バランスファンド（成長タイプ）の2024年6月25日から2024年12月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）の2024年12月24日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月25日から2024年12月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

阿部 與直

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月13日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 與直
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※XBRLデータは監査の対象には含まれていません。